平成２３年（フ）第３５８号
神奈川県三浦市南下浦町上宮田1115番地　アベニュー三浦Ｆ号、開始決定時の住所神奈川県三浦市南下浦町上宮田1334番地12　三浦海岸ハイツ５―524
破産者　相馬　　実
1　決定年月日　平成25年５月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２４年（フ）第７９号
岐阜県可児市広見1106番地１
破産者　佐橋　泰治
1　決定年月日　平成25年５月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２４年（フ）第８０号
岐阜県可児市広見1106番地１
破産者　佐橋新聞販売店こと　佐橋　賢一
1　決定年月日　平成25年５月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２４年（フ）第８１号
岐阜県可児市下恵土3439番地125
破産者　渡邉　絵理
1　決定年月日　平成25年５月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２４年（フ）第１０５４号
神戸市須磨区西落合４丁目１番225―202号
破産者　永尾　將義
1　決定年月日　平成25年５月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第８２４号
広島市南区仁保１丁目12番７号
破産者　長岡　道江
1　決定年月日　平成25年５月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１４号
大分県竹田市久住町大字白丹5924番地、開始決定時の住所大分県竹田市久住町大字栢木6049番地92
破産者　吉野万千世
1　決定年月日　平成25年５月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所竹田支部

平成２３年（フ）第５９１号
神奈川県小田原市曽比2481番地の９、破産手続開始決定時の住所神奈川県小田原市飯泉1321番地
破産者　菅井　司郎
1　決定年月日　平成25年５月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２４年（フ）第２４３号
相模原市中央区上溝５丁目13番４号
破産者　牧野　　信
1　決定年月日　平成25年５月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２４年（フ）第９３号
新潟県胎内市飯角195番地
破産者　諸橋　淳武
1　決定年月日　平成25年５月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所新発田支部

平成２４年（フ）第２９号
愛知県岡崎市夏山町字陳内30番地１、開始決定時の住所愛知県岡崎市舞木町字欠ノ上37　サンシティ山中Ａ棟105号室
破産者　加藤　鎮男
1　決定年月日　平成25年５月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２４年（フ）第３７号
愛知県岡崎市本宿町字古新田114番地１、従前の住所愛知県豊川市御津町広石小前35番地５
破産者　加藤さつき
1　決定年月日　平成25年５月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２４年（フ）第３０１号
高知市布師田1825番地の５
破産者　西澤　敏行
1　決定年月日　平成25年５月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第２８号
高知県四万十市中村山手通３番地
破産者　古田　　廣
1　決定年月日　平成25年５月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所中村支部

免責許可決定

平成２５年（フ）第１０９号
北九州市小倉北区三萩野２丁目１番26―310号
破産者　濱久保みゆき
1　決定年月日　平成25年５月14日
2　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第１０号
熊本県玉名郡南関町大字宮尾357番地92
破産者　増田　伸哉
1　決定年月日　平成25年５月14日
2　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所玉名支部

平成２４年（フ）第５２４号
大分市大字古国府1355番地の６　アドバンス古国府304
破産者　鶴田　真次
1　決定年月日　平成25年５月14日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第４号
大分県宇佐市大字四日市619番地の２
破産者　山末　由香
1　決定年月日　平成25年５月14日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所中津支部破産再生係

平成２５年（フ）第７号
宮崎市波島１丁目１―８崎原第一マンション113号室、住民票上の住所宮崎県都城市高城町石山1135番地２
破産者　吉山　映希
1　決定年月日　平成25年５月14日
2　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係